

稲城市障害福祉サービスヘルパー事業等促進・育成補助要綱

令和4年11月1日 福祉部長決裁

(趣旨等)

第1条 この要綱は、在宅の障害者（児）が必要な障害福祉サービスの提供を受けることを可能とするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「サービス」という。）等を提供する者に対し、必要な経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において使用する用語の意義は、支援法において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 稲城市が支給決定したサービスのうち、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下「指定サービス」という。）の利用者であって、指定サービスを提供する事業所がないために利用できない者に、新たに必要な人員を雇用して指定サービスを提供する事業所（以下「1号補助対象者」という。）

(2) 前号に掲げる事業所以外のサービス事業所であって、稲城市が支給決定したサービスの提供を確保するために必要であると福祉部長が認める者（以下「2号補助対象者」という。）

(3) 稲城市の区域内（以下「市内」という。）にあるサービス事業所であって、指定サービス及び第5条第27項に規定する移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）を提供するために必要な資格（以下「資格」という。）を取得するための費用を負担して、その雇用している者に資格を取得させ、その後当該者を1年以上指定サービス及び移動支援事業に携わる者として雇用する者。ただし、稲城市の区域外（以下「市外」という。）にあるサービス事業所で、稲城市が支給決定した利用者に指定サービス及び移動支援事業の提供を確保するために必要な資格を取得する場合も交付対象とする。（以下「3号補助対象者」という。）

2 2号補助対象者の詳細については、福祉部長が別に定める。

(補助金対象経費及び交付額)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、別表1中欄に掲げる費用とし、補助金の交付額は、予算の定める範囲を限度とし、別表1右欄に定める金額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請を行うものとし、1号補助対象者及

び2号補助対象者にあつては補助金交付申請書（様式第1-1号）を、3号補助対象者は補助金交付申請書（様式第1-2号）を市長に提出する。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは速やかにこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第3号）により行う。

2 市長は前項の請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 1号補助対象者にあつては、新たに雇用する人員が決定した後に請求するものとする。

4 2号補助対象者にあつては、事業の円滑な運営を図るため必要な場合において、補助金の前渡請求を行うことができる。

5 3号補助対象者にあつては、資格を取得した後に請求するものとする。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、第3条に規定する補助対象経費に変更がある場合に補助金変更交付申請を行うことができるものとし、補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出する。

2 市長は前項の申請があつた場合、第5条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付をうけたとき

(2) 3号補助対象者であつて、資格を取得した者が、資格取得後1年以上当該事業所に勤務しなかつたとき

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の取消しをしたときは、直ちに当該補助金の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第10条 2号補助対象者であつて福祉部長が指定する者及び3号補助対象は、補助にかかる事業等が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その翌月の末日までに

実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び清算）

第11条 市長は前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書を審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知兼補助金精算通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するとともに、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該金額の返還を命ずるものとする。

（義務）

第12条 補助対象者は、市長が職員をして補助対象経費の内容、経理の整理状況等について調査する場合、又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、稲城市補助金等交付規則（昭和40年稲城市規則第69号）に定めるところによるものとし、その他必要な事項については別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。ただし、3号補助対象者にかかる交付は令和5年4月1日から施行する。
- 2 1号補助対象者及び2号補助対象者にかかる交付は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

第2条に定める 補助対象者	経費	交付額
1号補助対象者	人を雇用する際に必要な費用 （人材紹介料、広告費等）	かかった経費。ただし雇用する人員 1名につき100万円を限度とする
2号補助対象者	人件費、事務費等であって、福祉 部長が認める経費	予算の範囲内で福祉部長が定める額
3号補助対象者	指定サービス及び移動支援事業の 提供に必要な資格の取得に必要な 費用（講習受講料、資格試験受験 料等）	かかった経費。ただし、1の年度に つき資格取得者1人あたり1回と し、1回につき10万円を限度とする